

## 第2期

# 大河原町 子ども・子育て 支援計画

## 概要版



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本町では、「子ども・子育て支援新制度」の下、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域の子育て支援の充実などに取り組むため、「大河原町子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)を策定しました。

新制度施行以降の国・社会の動向を踏まえ、令和元年度末で終了する第1期計画の検証・見直しをし、引き続き、すべての子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき子どもの貧困対策の計画的かつ総合的な推進を図るため、令和2年度(2020)を初年度とする新たな「第2期大河原町子ども子育て支援事業計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられ、本町の最上位計画である「大河原町長期総合計画」等の上位計画の方向性を踏まえるとともに関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

また、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に則して策定するとともに、子どもの貧困対策に関する大綱が示す施策の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取り組みを推進する施策を包含します。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度(2020)から令和6年度(2024)までの5年間とします。計画期間中に大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離が生じた場合等には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### 4 計画の策定・推進体制及び点検・評価

子ども・子育て支援法に定められている「合議制の機関」として「大河原町子ども・子育て会議」を設置し、庁内の関係各課及び関係機関との連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 統計的な状況

平成27年(2015)以降、年少人口率(総人口に占める0~14歳人口の割合)は、減少傾向で推移しています。また、出生率(人口千人あたり出生数)は、平成27年(2015)までは全国平均に比べ高い割合で推移していたものの、平成28年(2016)以降は全国平均並みの値となっています。

### 2 子ども・子育てを取り巻く環境

大河原町内には平成31年(2019)時点で、幼稚園が1か所、保育所(園)が5か所、地域型保育事業が2か所あります。保育所(園)は、定員を超える受入れが続いていましたが、私立認可保育所の増加により、平成31年(2019)では97.3%の入所数となっています。地域型保育事業では定員数の100%の受入れとなっています。

### 3 子ども子育て支援策の現状

認定区分ごとの推移は、概ね計画値に近い実績で推移しています。

## 4 大河原町の子ども・子育て支援における課題の整理

第2期子ども・子育て支援計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握することなど、基礎資料を得るためにニーズ調査を実施しました。また、第1期子ども・子育て支援に掲げられた各種施策・事業の実施状況の点検及び自己評価を行いました。

これらの結果を踏まえ、本町の子ども・子育て支援を取り巻く課題を、以下の4つに整理しました。

### 就労意欲と教育・ 保育ニーズの 上昇への対応

保育所、小規模保育施設等の入所希望者が増加しており、待機児童が発生しています。ニーズ調査では、就労している母親の割合が前回調査から1割ほど上昇しており、就労していない人でも、就労したいと回答する割合が増加しています。また、教育・保育施設を選ぶ際に重視することとして、「活動内容(評判)が良い」、「施設面が良い」等の回答が上位に来ています。



今後子どもの数は減少が見込まれるものの、特に0から2歳児の保育需要は拡大することが予想されます。また、ニーズ調査結果から、教育・保育の質的側面を重視している状況がうかがえます。

### 妊娠期から 子育て期にわたる 切れ目ない支援

社会環境の変化等を背景に、子育て家庭が抱える課題や困難が多様化、複合化してきています。ニーズ調査結果においても、病気や発育・発達に関することや子どもとの接し方、子育ての出費への懸念等、子育てに関する多様な意見が挙げられています。



安心して子どもを生み、育てられるよう、適切な保健・医療体制の整備や相談体制の充実、経済的支援等、各家庭の状況に応じた支援が必要とされています。

### 子どもの居場所や 子育て家庭を 支える地域づくり

核家族化の進行や共働き家庭の増加、転入者の増加による地域のつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。ニーズ調査では、日頃祖父母や友人等に子どもをみてもらえる状況にない方が1割程度となっており、今後充実を期待する町の子育て支援については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という回答が最も多くなっています。



相談相手が身近におらず、孤立化の懸念される子育て家庭への支援が必要です。また、子どもの居場所や遊び場不足も課題となっています。

### すべての子ども の健やかな育ちを 支える

次世代育成支援行動計画の策定指針には、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮することが掲げられています。平成28年(2016)に改正された児童福祉法においても、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることが明確化されました。



本町に生まれた子どもたちが健やかに成長していくためにも、障がいや発達に支援が必要な子ども、ひとり親世帯、経済的に困難を抱える世帯など、社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭を守る仕組みづくりが求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方（目指す子育て支援の方向）

### 1 計画の基本理念

本計画では、第1期計画の視点を継承しつつ、子どもの幸せを第一に考え、子育てに喜びや生きがいを感じられるような地域社会の実現を目指し、「おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原」を基本理念とします。

町民憲章にも記載があり、“寛容と知性”そして“豊かな広がり”をイメージさせる、「おおらか」という言葉を、子育てを支える環境の目指す姿として掲げ、すべての子どもが次の社会を担う存在としてたくましく成長できることを目指します。

基本理念に基づき、国・県の動向や本町が目指す子ども・子育て支援の方向性・課題を踏まえ、以下の3つの視점에配慮した基本目標の達成に向けた施策を展開します。

# おおらかに、たくましく、 子どもの未来をみんなで育むまち大河原

計画策定にあたっての基本的視点

- 1 子どもの幸せを第一に考えすべての子どもの健やかな育ちを支える
- 2 子育て家庭を支え、親の子育て力を高める
- 3 地域社会全体で子育てを支えあう

### 2 基本目標・方針

基本理念	基本的な視点	基本目標	基本施策
おおらかに、たくましく、 子どもの未来をみんなで育むまち大河原	子どもの幸せを第一に考えすべての子どもの健やかな育ちを支える	I ニーズに応じたきめ細かな教育・保育サービスの提供	1. 教育・保育の事業量の確保 2. 教育・保育サービスの質の確保と向上
		II 安心して子どもを生み育てられる環境の整備	1. 子どもや親の心身の健康づくり 2. 子育て家庭への経済的支援 3. 仕事と子育ての両立支援
		III 子どもの育ちと子育て家庭を支えるあたたかな地域づくり	1. 子どもの健やかな育ちを地域で支える 2. 子育てを支える地域づくりの推進 3. 子どもに配慮した安全な施設・地域基盤の整備
		IV 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援	1. 障がい児・ひとり親家庭等への支援 2. 子どもの権利擁護と虐待防止 3. 子どもの貧困対策の推進
	子育て家庭を支え、親の子育て力を高める		
	地域社会全体で子育てを支えあう		

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ ニーズに応じたきめ細かな教育・保育サービスの提供

施策目標	主な事業（一部掲載）
1 教育・保育の事業量の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所整備事業</li> <li>● 小規模保育の実施</li> <li>● 待機児童の解消</li> </ul>
2 教育・保育サービスの質の確保と向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育・保育サービスの質の確保と向上</li> <li>● 町民に対する広報活動</li> <li>● 事業所内保育の支援</li> </ul>

### 基本目標Ⅱ 安心して子どもを生き育てられる環境の整備

施策目標	主な事業（一部掲載）
1 子どもや親の心身の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児相談</li> <li>● 子育て世代包括支援センター事業</li> <li>● おおがわら子どもの心のケアハウス事業</li> <li>● スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業</li> </ul>
2 子育て家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童手当</li> <li>● 子ども医療費助成事業</li> <li>● 子育て応援出生祝い金</li> </ul>
3 仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域企業との連携による就労環境向上の促進</li> <li>● 時間外保育（延長保育）事業</li> </ul>

### 基本目標Ⅲ 子どもの育ちと子育て家庭を支えるあたたかな地域づくり

施策目標	主な事業（一部掲載）
1 子どもの健やかな育ちを地域で支える	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域子育て支援センター事業の推進</li> <li>● 放課後子ども総合プラン</li> <li>● たんぽぽ食堂</li> </ul>
2 子育て家庭を支える地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てネットワークの充実</li> <li>● 利用者支援事業</li> <li>● 子育て支援情報配信アプリケーション事業</li> </ul>
3 子どもに配慮した安全な施設・地域基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 白石川右岸河川敷等整備事業</li> <li>● 交通安全活動・交通安全教室</li> </ul>

### 基本目標Ⅳ 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援

施策目標	主な事業（一部掲載）
1 障がい児・ひとり親家庭等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい児支援体制の推進</li> <li>● ひとり親家庭への経済的支援</li> </ul>
2 子どもの権利擁護と虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待防止ネットワークの充実</li> <li>● 子ども家庭総合支援拠点事業</li> </ul>
3 子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの学習支援事業の推進</li> <li>● 子ども食堂開設運営事業補助制度の推進</li> </ul>

# 第5章 子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

## 1 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を示さなければならないとされています。

第1期計画では、町全体を1区域として設定しています。本町は用途地域の50%以上が、土地区画整理事業によって計画的に整備されたことから、住宅地等が連担したコンパクトな都市形成がなされており、本計画においても町全体を1区域として捉え効率的な供給体制を整えることとします。

## 2 教育・保育ニーズ量の見込みの考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、計画期間における推計児童数や就学前児童及び就学児童の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出したのち、本町の地域特性や「大河原町子ども・子育て会議」における審議を踏まえ、設定しました。

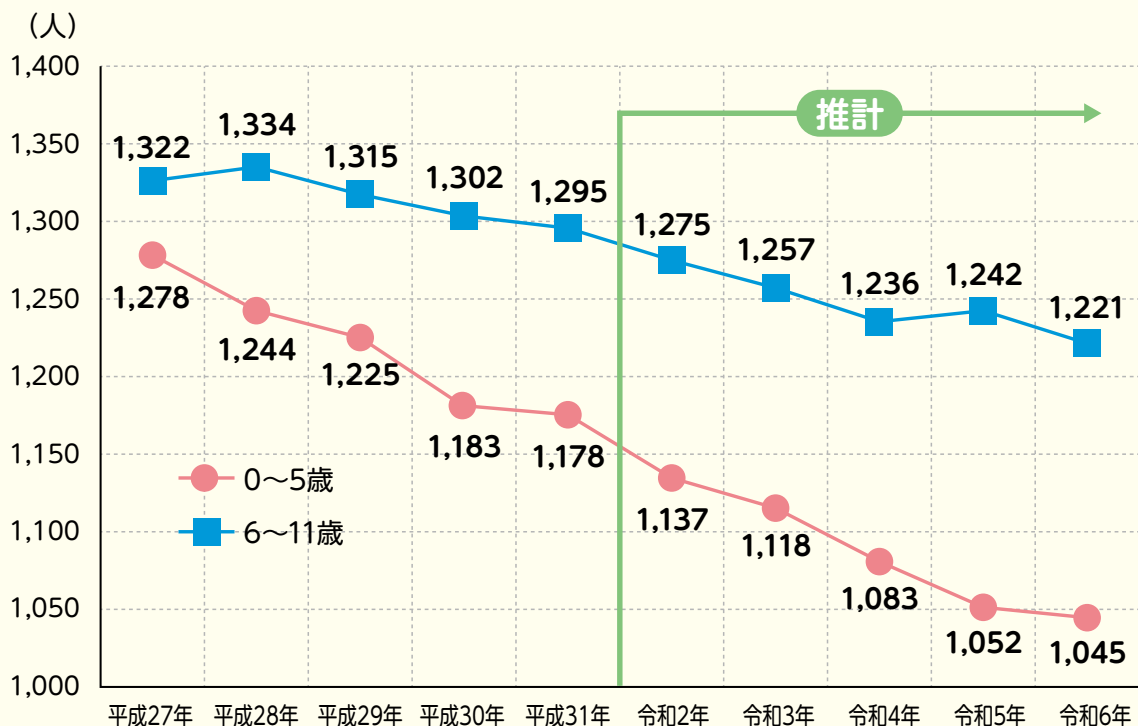
教育・保育事業の「量の見込み」は、以下の認定区分ごとに算出します。

### ■ 認定区分

認定区分		対象事業
1号	満3歳以上で、家庭での保育が可能な就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、親の就労等により、家庭での保育ができない就学前の子ども	保育所(園)・認定こども園
3号	満3歳未満で、親の就労等により、家庭での保育ができない子ども	保育所(園)・認定こども園・地域型保育

※「認定こども園」は本町にはありません。

### ■ 児童数の見込み



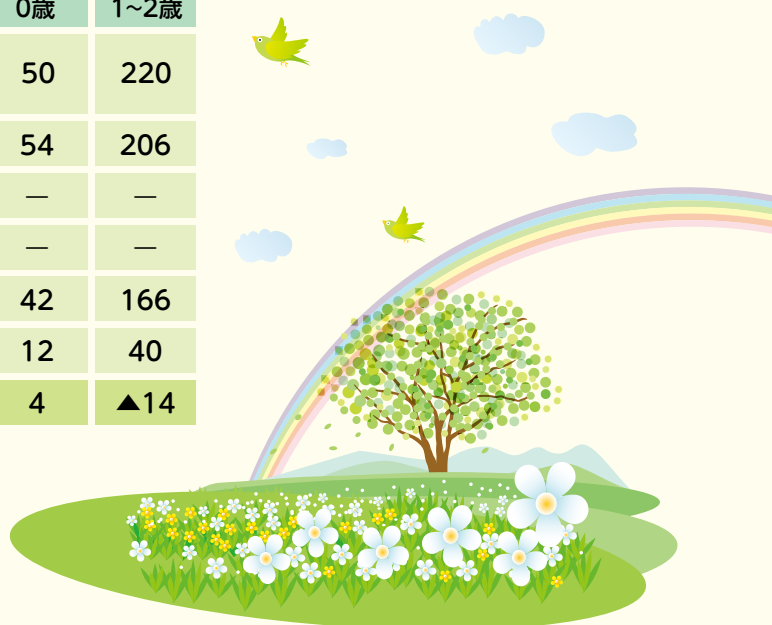
### ③ 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

計画期間に想定される教育・保育事業の利用希望数を、本町の地域特性や「大河原町子ども・子育て会議」における審議を踏まえ設定します。1号認定については、恒常的に町外施設の利用がみられ、供給不足は生じないことが見込まれます。

認定区分	令和2年度(2020)				令和3年度(2021)				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
年齢	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
① 想定利用希望数 (量の見込み)	159	415	43	189	199	367	45	200	
② 供給数 (確保方策)	185	402	48	191	185	402	54	206	
	幼稚園	125	25	—	—	125	25	—	—
	町外幼稚園	60	25	—	—	60	25	—	—
	保育所	—	352	42	166	—	352	42	166
地域型保育	—	—	6	25	—	—	12	40	
需給の過不足 (②-①)	26	▲13	5	2	36	▲15	9	6	

認定区分	令和4年度(2022)				令和5年度(2023)				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
年齢	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
① 想定利用希望数 (量の見込み)	139	417	47	204	127	412	48	213	
② 供給数 (確保方策)	185	402	54	206	185	402	54	206	
	幼稚園	125	25	—	—	125	25	—	—
	町外幼稚園	60	25	—	—	60	25	—	—
	保育所	—	352	42	166	—	352	42	166
地域型保育	—	—	12	40	—	—	12	40	
需給の過不足 (②-①)	46	▲15	7	2	58	▲10	6	▲7	

認定区分	令和6年度(2024)				
	1号	2号	3号		
年齢	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
① 想定利用希望数 (量の見込み)	121	417	50	220	
② 供給数 (確保方策)	185	402	54	206	
	幼稚園	125	25	—	—
	町外幼稚園	60	25	—	—
	保育所	—	352	42	166
地域型保育	—	—	12	40	
需給の過不足 (②-①)	64	▲15	4	▲14	



## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間に想定される量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
<b>① 利用者支援事業</b> 各種事業の利用に必要な情報の提供、助言、地域関係機関との連絡調整を実施						
量の見込み(か所)	2	2	2	2	2	
確保方策(か所)	2	2	2	2	2	
<b>② 地域子育て支援拠点事業</b> 子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供						
量の見込み(年間延べ利用数)	16,464	16,428	15,984	15,828	15,636	
確保方策(年間延べ利用数)	16,464	16,428	15,984	15,828	15,636	
<b>③ 妊婦健康診査</b> 妊婦に対する健康診査・医学的検査を実施						
量の見込み(人)	172	171	168	166	164	
確保方策(人)	172	171	168	166	164	
<b>④ 乳児家庭全戸訪問事業</b> 乳児のいる全家庭を訪問し健康・養育環境を確認し助言・情報提供を行う						
量の見込み(人)	174	172	171	168	166	
確保方策(人)	174	172	171	168	166	
<b>⑤ 養育支援訪問事業</b> 支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行い保護者の養育能力向上を支援						
量の見込み(年間延べ利用数)	22	22	23	24	25	
確保方策(年間延べ利用数)	22	22	23	24	25	
<b>⑥ 子育て短期支援事業</b> 保護者の養育困難時の、宿泊を伴う一時的な養育・保護						
量の見込み(年間延べ利用数)	0	0	0	0	0	
確保方策(年間延べ利用数)	0	0	0	0	0	
<b>⑦ 子育て援助活動支援事業</b> (病児・緊急対応強化事業以外) 援助希望者と援助提供希望者の連絡・調整						
量の見込み(年間延べ利用数)	100	100	100	100	100	
確保方策(年間延べ利用数)	100	100	100	100	100	
<b>⑧ 一時預かり事業</b> 冠婚葬祭、保護者の疾病や、育児疲れの解消等のための一時的な預かり						
幼稚園預かり (年間延べ利用数)	量の見込み	10,448	9,972	9,455	8,885	8,717
	確保方策	10,448	9,972	9,455	8,885	8,717
幼稚園預かり以外 (年間延べ利用数)	量の見込み	59	52	44	37	30
	確保方策	59	52	44	37	30
<b>⑨ 延長保育事業</b> 保育所利用者の通常の利用日及び利用時間以外の保育要望に対応						
量の見込み(人)	234	230	222	216	215	
確保方策(人)	234	230	222	216	215	
<b>⑩ 病児保育事業</b> 病気や回復期の子どもを看護師等が一時的に預かる						
量の見込み(年間延べ利用数)	65	64	63	60	60	
確保方策(年間延べ利用数)	0	0	0	0	0	
<b>⑪ 放課後児童健全育成事業</b> 保護者が昼間家庭にいない小学生に放課後の遊びや生活の場を提供						
量の見込み(人)	295	299	309	316	307	
確保方策(人)	300	300	300	300	300	
<b>⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</b> 幼児教育・保育の無償化に伴う給付を実施						
量の見込み(人)	30	30	30	30	30	
確保方策(人)	30	30	30	30	30	

# 第6章 子どもの貧困対策 (子どもの貧困対策推進計画)

## 1 子どもの貧困を取り巻く状況

平成29年度(2017)に実施した大河原町子どもの貧困に関する実態調査(アンケート調査及び支援者ヒアリング調査)から、以下の3つに課題を整理しました。

子どもに対する支援	<p>家庭の経済的状況が食習慣や学習習慣、健康状態に影響を与えています。また、子どもの現在及び将来のために必要な支援として、貧困線未満の世帯では、「生活や就学のための経済的補助」の割合が高くなっています。ヒアリング調査では、経済的に困窮している家庭の子どもは学習環境や親に対する否定的なイメージを持つことが指摘されています。</p>	<p>心身の健康や学校での成績、成功体験等は、自己肯定感や意欲につながることから、子どもに対する生活・学習支援に取り組んでいくことが必要です。経済的な理由で進学・就学をあきらめることのないための支援や、家庭での学習習慣・意欲の醸成に加え、地域の中で学習できる環境づくりや無料の学習支援、それらの活動等を通じた信頼できる大人との関わりの創出を図っていくことが重要です。</p>
保護者に対する支援	<p>貧困線未満の世帯は不安定な就労環境に置かれていることがうかがえます。現在働いていない保護者のうち、2割強が今すぐ働きたいと回答しています。</p> <p>また、親自身が成人前に両親の離婚や死別、経済的困窮を経験している人の割合が高く、ヒアリング調査では、暮らしている生活環境やお金の管理についての懸念が聞かれました。</p>	<p>保護者の学び直しや生活全般に関する支援、家計管理支援など、抱えている課題や困りごとに寄り添った包括的な支援に取り組む必要があります。</p> <p>特にひとり親世帯の保護者は、家計と子育てを一人で支えなければならない状況も多く、様々な側面から就労を支援していく必要があります。</p>
生活基盤の確保に向けた経済的支援	<p>貧困線未満の3割以上の方が、現在の暮らしが「大変苦しい」と回答し、「やや苦しい」を合わせると約8割が「苦しい」と感じています。また、過去1年間に税金や公共料金、学用品費等を払えなかった人が4割程度となっています。</p>	<p>経済的に困窮している状況は心の余裕がなくなるだけでなく、心身の健康状態や子どもの健全な成長にも影響を及ぼすことから、安定的に生活できる基盤を確保するための経済的支援が必要です。</p>

## 2 子どもの貧困対策

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするために、本町の子どもの貧困に関する課題を踏まえ、以下の5つの視点から貧困状況にある子ども及び家庭を支援していきます。

施策目標	主な事業 (一部掲載)		
1 教育・学習支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭教育支援ネットワーク事業</li> <li>●子どもの学習支援事業(県)の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学援助事業</li> <li>●育英会事業</li> </ul>	
2 子どもに対する生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども食堂開設運営事業補助制度</li> <li>●放課後子ども教室</li> <li>●夏休みの子どもの居場所</li> <li>●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●たんぼぼ食堂</li> <li>●児童館・児童センター活動</li> <li>●児童相談・思春期相談</li> </ul>	
3 保護者に対する生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭への生活支援</li> <li>●子育て世代包括支援センター事業</li> <li>●乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>●子育てサポーターの養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養育支援訪問事業</li> <li>●乳幼児相談・発達相談</li> <li>●妊婦健診・乳幼児健診</li> <li>●フードバンク事業</li> </ul>	
4 就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高等職業訓練促進給付金制度等の利用促進</li> <li>●休日保育・居宅訪問型保育の実施検討</li> <li>●ファミリーサポートセンター事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立相談支援事業(県)</li> <li>●事業所内保育事業の支援</li> </ul>	
5 経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童手当</li> <li>●子ども医療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出産育児一時金</li> <li>●ひとり親家庭医療費助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別児童扶養手当</li> <li>●児童扶養手当</li> </ul>